

平成 27 年 12 月 16 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長
林 朝 則
(コード番号 6839 東証第一部)
問 合 せ 先
(T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

オリンパス株式会社に対する損害賠償請求訴訟の和解 及び 特別利益の計上に関するお知らせ

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下「当社」といいます。）がオリンパス株式会社（以下、「オリンパス社」といいます。）に対して提起した損害賠償請求訴訟につきまして、以下の通り、和解が成立しましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社はオリンパス社に対し、同社の有価証券届出書等の虚偽記載に伴う損害賠償請求訴訟（請求金額15億1,470万円、及びこれに対する遅延損害金）を提起しておりましたが、東京地方裁判所から提示された和解案に基づき、2015年12月16日付で以下の通り、訴訟上の和解を行いました。

2. 和解の相手方

- (1) 社 名 オリンパス株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
- (3) 住 所 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス

3. 和解の内容

- (1) オリンパス社は、当社に対し、和解金として金9億7,000万円を支払う。
- (2) 当社は、オリンパス社に対するその余の請求を放棄する。

4. 今後の見通し

本訴訟の和解成立に伴い、和解金から必要経費を差し引いた金額を当期において特別利益（概算額 約9億円）として計上する予定です。なお、本件による平成28年3月期通期の業績予想につきましては、平成27年11月9日に公表いたしました連結業績予想に現時点で変更はありません。精査の上、修正の必要があると判断した時点で速やかに開示いたします。

以 上